

川崎市交通局規程第15号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条第1項中「次に掲げる給料表に定めるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表」を「交通企業職給料表（1）（別表第1）、交通企業職給料表（2）（別表第2）又は交通企業職給料表（3）（別表第3）（以下「給料表」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「基き」を「基づき」に改める。

第3条第1項中「基く」を「規定する」に改め、同条第7項中「超える職員」の次に「及び交通企業職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者」を加え、同条第13項中「同法」を「育児休業法」に改める。

第10条第1項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「及び第3号から第6号までのいずれか」を削り、「扶養親族に」を「扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）に」に、「7,000円」を「13,000円」に、「同項第2号に該当す

る扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）」を「同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「10,000円」を「7,000円」に改め、同条第3項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

第11条第1項第2号中「第3号」を「第2号」に、「第5号」を「第4号」に改め、同条第3項第2号を次のように改める。

（2）恒常的な所得が年額1,300,000円程度（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円程度）に満たない額であると見込まれる者であること。

第12条第1項中「新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてその事実が生じた」を「職員が新たに条例第4条の職員たる要件を具備するに至った」に、「扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた」を「職員が同条に規定する要件を欠くに至った」に、「同条同項」を「前条第1項」に、「なされたときは、その届」を「されたときは、その届出」に改め、同条第2項中「扶養手当は、これを受けている職員にさらに前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が」を「扶養手当の支給を受けている職員にその月額を変更す

べき事実が生じたときは、その事実の」に、「扶養手当を受けている職員に更に同号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定」を「扶養手当の月額を増額して改定する場合」に改める。

第12条の3第1項第2号中「第1項」を削り、同条第3項第4号ア中「（第10条に規定する扶養親族で第11条の規定による届出がされている者に限る。以下この項」を「たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第10条第1項に規定する扶養親族をいう。以下この号」に改める。

第30条第2項中「病気休暇中」を「病気休暇の承認を受けた期間中」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定の適用については、職員が1日単位の病気休暇により勤務しない場合（月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合を除く。）におけるその月分の給料は日割り計算により支給する。

4 第2項の規定にかかわらず、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（1時間単位の病気休暇によるものに限る。）は、その勤務しない1時間につき、第13条第1項後段の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により算出された勤務1時間当たりの給与額を支給しない。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（以下「改正後の給料等支給規程」という。）第30条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(号給の切替え)

- 2 令和8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(以下「給料等支給規程」という。)別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び交通局長(以下「局長」という。)の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、局長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和10年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和9年3月31日までの間における改正後の給料等支給規程第10条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは
- 「(5) 心身に著しい障害がある者
(6) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」
- と、同条第2項中「13,000円」とあるのは「11,000円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については4,700円とする」とする。

- 5 前項の規定は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間にお

ける改正後の給料等支給規程第10条第1項及び第2項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「11,000円」とあるのは「12,000円」と、「4,700円」とあるのは「2,300円」とそれぞれ読み替えるものとする。

【別添エクセル表①のシート①からシート③を順番に挿入】

【別添エクセル表②のシート①からシート③を順番に挿入】